主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人竺原巍の上告趣意について。

しかし、記録を精査するも、被告人の本件犯行が所論の如く、林道開発のため巳 むことを得ずしてなされたものとは認めることができない。所論は、結局原審の量 刑不当を主張するに帰し、適法な上告理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により、主文のとおり判決する。 この判決は裁判官全員一致した意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官